令和４年５月３０日

保護者の皆様へ

西都市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る学校のマスク着用について

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校教育へのご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染防止対策における学校でのマスク着用につきましては、文部科学省「衛生管理マニュアル」に基づいて次のように指導いたします。

今後とも保護者の皆様へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

１　マスクの着用について

学校教育活動において、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきですが、教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応します。

・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスク着用は必要ありません。
・ 気温・湿度が高い日等は、熱中症などの健康被害を考慮しマスクを外します。

※熱中症への対応を優先、児童生徒が自身の判断で適切に対応できるよう指導します。
熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒には配慮します。

・ 体育の授業では、マスク着用は必要ありません。

※十分な距離がとれない状況で、熱中症のリスクがない場合は着用します。

２　具体的な活動場面ごとのマスク着用について

（１）　各教科等

・ 体育の授業では、原則マスク着用は必要ありません。（間隔を十分確保する等の対策を行います。）
・ 各教室での授業は、マスクを着用します。
・ 合唱では原則マスク着用を着用します。（マスク着用でも間隔をできるだけ２ｍ空けます。）

（２）　儀式的行事

・ 参加者へのマスク着用を含む咳エチケットを推奨します。

（３）　運動部活動

・ 体育の授業における取扱いに準じます。

※更衣室や部室にいるときにはマスクを着用します。

（４）　給食等の食事をとる場面

・ 食事後の歓談時は必ずマスクを着用します。

（５）　清掃活動

・ 屋内においては、換気の良い状況でマスクを着用した上で実施します。

（６）　登下校

・ 熱中症対策のため、気温が高いとき等に屋外で距離を確保できる場合は、マスク着用は必要ありません。（自己判断しづらい小学生等は積極的な声かけなど指導を行います。）
・ 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用します。